

日本へ入国・帰国する皆さまへ

「14日間の待機期間中」のルール

入帰国後
14日間

自宅や宿泊施設(登録待機先)で待機し、他者と接触しない
毎日、位置情報と健康状態の報告を行う(誓約義務)

滞在中

感染防止対策を行う：マスク着用・手指消毒・3密回避

- *待機期間中は、「入国者健康確認センター」がフォローアップを行います
- *体調不良の場合は、保健所等に連絡してください
- *感染防止とルール徹底のため以下のアプリ利用・設定を必ず行ってください

毎日(14日間) ・ 自分で

1. 位置情報確認アプリ(OEL)による位置情報の報告

1) ログイン(利用開始の登録)

インストール後、入国翌日までに届く利用案内メールに従いアプリを初期設定する



2) チェックイン(待機先の報告)

14日間の待機先に到着したらアプリでチェックインする



3) 「今ここ!」ボタン(位置情報の応答)

1日複数回「現在の位置情報」を求める通知が届く
→「今ここ!」ボタンを押下して位置情報を応答する



2. 健康状態の報告

(メール・ウェブサイト)

毎日1日1回、健康観察のメールが届く

→メールに記載の案内に従い、(URLから)健康状態を報告



随時 ・ 入国者健康確認センターから

3. ビデオ通話アプリ(MySOS等)による居所確認

1) ログイン(利用開始の登録)

専用のQRコードからインストール後、アプリを初期設定する



2) ビデオ通話への応答

「入国者健康確認センター」担当者からの登録待機先の居所確認のためのビデオ通話へ応答する

⑤

着信があったら必ず
応答してください。

その他

4. スマートフォンの位置情報記録の保存設定

陽性となった場合などに、保存された位置情報を保健所などに提示するために必要な設定



5. COCOA(接触確認アプリ)の利用

陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができるアプリのインストール



(アプリの使い方など)
入国者健康確認センターの
ホームページはこちら⇒
www.hco.mhlw.go.jp



※正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および国籍)や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

各アプリは、以下のQRコードからインストールできます。

※ 必要なアプリをあらかじめインストール・設定していただいていない場合は、空港でお待ちいただく時間が他の方よりも長くなる可能性があります。

**入国時、空港検疫で、スマートフォンを確認させていただきます。
スマートフォンをお持ちでない場合またはアプリをインストールできないスマートフォンをお持ちの場合は、日本入国時に、空港で、ご自身の負担により、スマートフォンをレンタルさせていただきます。**

レンタルについて…17ページ

<p>①位置情報確認アプリ (OEL)による位置情報の報告</p>	<p>あなたの位置情報を報告していただくために必要です。</p> <p>3ページ～</p>	<p>Playストア/App Store 共通</p> 
<p>②ビデオ通話アプリ (MySOS等)による 居所確認</p>	<p>居所確認を行うため、担当者からビデオ通話によりご連絡した場合には、応答していただくために必要です。</p> <p>7ページ～</p>	<p>【専用QRコード】</p> <p>https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7</p>  <p>※上記URLまたはQRコードを読み込んでインストール</p>
<p>③お持ちのスマートフォンの 位置情報設定・保存 (GoogleMaps等の設定)</p>	<p>入国後に陽性となった場合等に、位置情報の記録を保健所等に提示いただくために必要です。</p> <p>12ページ～</p>	<p>Playストア(Android)</p> <p>※iPhoneの場合はアプリのインストールは不要です。</p>  <p>※通常、標準搭載されています。</p>
<p>④COCOA (接触確認アプリ) の利用</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。</p> <p>14ページ～</p>	<p>Playストア/App Store 共通</p> 

**これらのアプリが動作可能なOSバージョンは、
iPhone端末：iOS 13.5以上、Android端末：
Android 6.0以上です。**

※ OSのアップデートには、数時間かかる場合があります。お持ちのスマートフォンが必要なアプリをインストールできるか、あらかじめご確認ください。

各アプリの設定の方法は、こちらをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752493.pdf>



①位置情報確認アプリ（OEL）のインストール

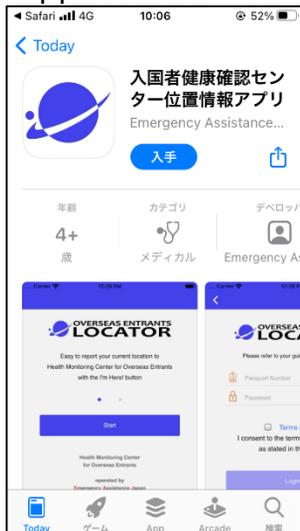
**ダウンロード・通知許可設定を入国時までに行ってください。
空港検疫において確認させていただきます。**

入国後14日間の宿泊場所または自宅での待機期間中、
入国者健康確認センターがあなたの居所確認を行います。
このアプリは、入国者健康確認センターからの照会に応じ、あなたの現在の位置情報を報告して
いただくためのものです。

Playストアの場合

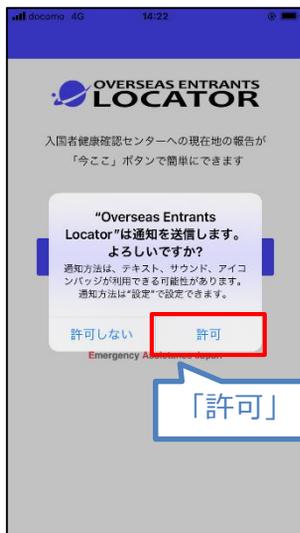


App Storeの場合



2ページ目のQRコードから、または
「入国者健康確認センター位置情報アプリ」・「入国者」でストアを検索し、
アプリをダウンロードしてください。

※アプリのロゴは 



<OELご利用の注意事項>

このアプリは、**入国後**、入国者健康確認センターからご
利用案内をメールでお送りした後でご利用可能になります。
**ご利用案内をお送りするまではログイン・利用はできま
せん**ので、入国の際は、ダウンロード・通知許可設定まで
を行った状態としてください。

ご利用案内のメールはfollowup@hco.mhlw.go.jpから届
きます。



ご利用開始後、**待機する自宅または宿
泊施設に到着したら、アプリを起動し、
「チェックイン」をタップしてくださ
い。**

ご利用開始後は、入国者健康確認セン
ターから、あなたの現在の位置情報を
求める通知が届きます。
「今ここ!」のマークをタップしてあ
なたの現在地を報告していただきます。

①位置情報確認アプリ（OEL）の利用

入国後14日間の宿泊場所または自宅での待機期間中毎日、入国者健康確認センターがあなたの居所確認を行います。

このアプリは、入国者健康確認センターからの照会に応じ、あなたの現在の位置情報を報告していただくためのものです。

入国健康確認センターからの照会（位置情報を求める通知）は、入国後14日間毎日届きますが、時間帯は一定ではありません。通知が届いたらすみやかに位置情報の報告をお願いします。

<OELご利用の注意事項>

このアプリは、入国後、**入国者健康確認センターからご利用案内をメールでお送りした後**でご利用可能になります。

ご利用案内をお送りするまではログイン・利用はできません。

ご利用案内のメールはfollowup@hco.mhlw.go.jpから届きます。

初回ログイン時、「**OELアプリ利用規約**」に同意いただく必要があります。

※ ログインできない場合は、
入国者健康確認センターにご連絡ください。（毎日9：00～18：00対応）

メール：app@hco.mhlw.go.jp

OELのセットアップ方法（iPhone・Android共通）

- 1) 「スタート」をタップ
→ ID・パスワードを入力。
→ 利用規約を確認し、同意
→ ログイン

※ スマートフォンの機種・OS
のバージョンによっては、
2) が先に表示される場合があります。

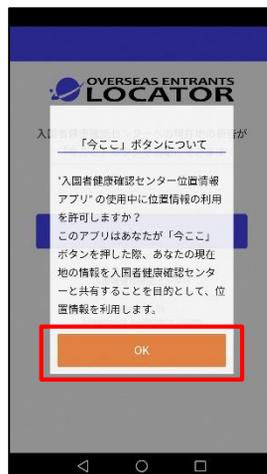


①入国者健康確認センターからメールで送信されたID・パスワードを入力(数字のゼロとアルファベットのオーの違いに注意)

②利用規約を確認し✓を入れて同意

③「ログイン」

- 2) 「今ここ」ボタンについての説明を確認 → OK



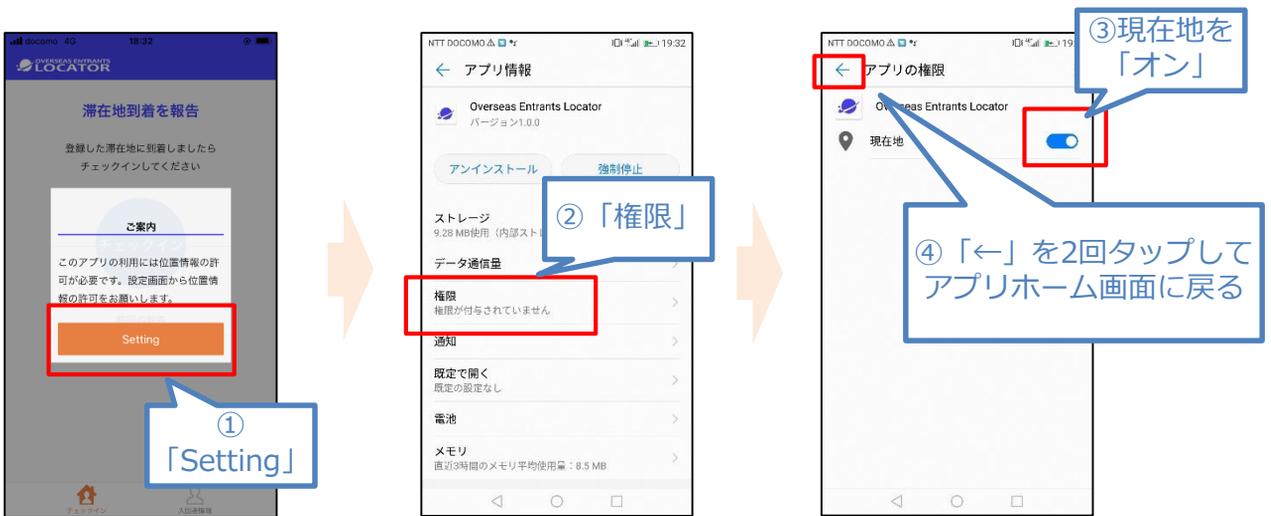
次ページへ

OELのセットアップ方法 (続き)

<iPhoneの場合>
位置情報の使用を許可



<Androidの場合>
「アプリの権限」から「現在地をオン」



①位置情報確認アプリ（OEL）の利用

OELの利用方法



登録完了のメールが届いたら…

誓約書に記載した、14日間待機する自宅または宿泊施設に到着したら、アプリを起動し、「チェックイン」をタップしてください。

「チェックイン」をタップすると、

- ・入国者健康確認センターにあなたの現在地（待機場所）が報告されます。
- ・「チェックイン」から「今ここ！」の表示に切り替わります。

※ やむをえない理由により、最初に「チェックイン」した場所から待機場所を移動する場合は、次の待機場所に着き次第、再度「チェックイン」を行い、滞在地登録を上書きしてください。



登録完了メール受信後～14日目まで（毎日）

入国後14日間は、アプリから毎日、複数回、「今ここ！」ボタンを押すよう、プッシュ通知が届きます。

※ 通知設定を許可した状態としてください。



通知を受け取ったらすぐに、「今ここ！」ボタンをタップしてください。

入国者健康確認センターにあなたの現在地が報告されます。



報告が完了すると、最後に報告した日時が表示されます。

②ビデオ通話アプリ(MySOS)のインストールとアカウント登録

**ダウンロード・アカウント登録を入国時までに行ってください。
空港検疫において確認させていただきます。**

※専用のURLまたは右下のQRコードからダウンロードしてください。

MySOSについて

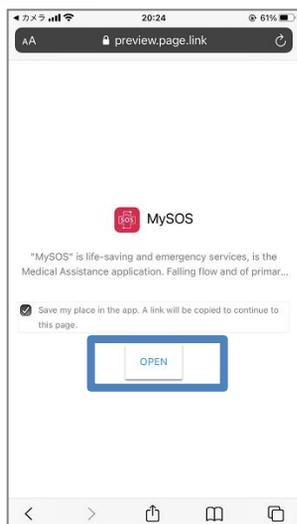
入国後14日間は、あなたの居所確認を行うため、入国者健康確認センターの担当者からMySOSのビデオ通話でご連絡することがあります。

※MySOSは、健康・医療記録を行うためのアプリとして一般向けに配信されていますが、入国者の皆さまには、ビデオ通話アプリとして専用加工（カスタマイズ）されたものを利用させていただきます。加工（カスタマイズ）された機能（ビデオ通話）は、専用のQRコードまたはURLをタップすることで、利用可能となります。

MySOSのインストール

2ページ目の専用のURL(<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>)をタップするか、もしくは下記の専用QRコードを読み込んで、MySOSをインストールします。（AppStoreまたはPlayストアで一般検索・ダウンロードしないでください。）

iOSの場合



※チェックを外さずに「OPEN」をタップ



「ダウンロードマーク」をタップ



「開く」をタップ

Androidの場合



「インストール」をタップ



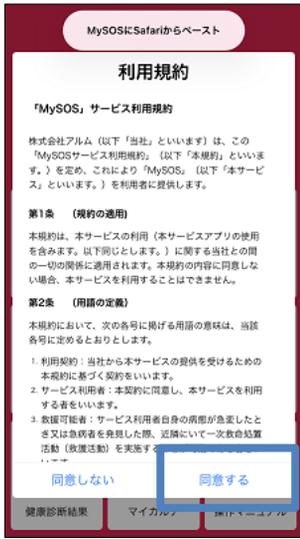
「開く」をタップ

【専用QRコード】



②ビデオ通話アプリ(MySOS)のインストールとアカウント登録

MySOSのアカウント登録(iOS)



「同意する」をタップ



通知確認の「許可」をタップ



「確認」をタップ



「パスポート番号」「生年月日」「姓」「名」を入力し「登録」をタップ



マイクへのアクセスで「許可」をタップ



カメラへのアクセスで「許可」をタップ

【ご参考：既存アプリでアップデートした場合】

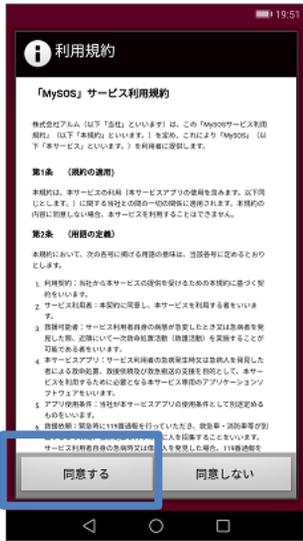


8



②ビデオ通話アプリ(MySOS)のインストールとアカウント登録

MySOSのアカウント登録(Android)



「同意する」をタップ



「確認」をタップ



「パスポート番号」「生年月日」「姓」「名」を入力し「登録」をタップ



カメラへのアクセスで「許可」をタップ



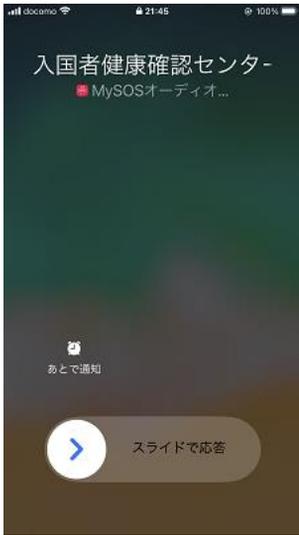
マイクへのアクセスで「許可」をタップ



ここまでの作業を入国時までに行ってください。
空港検疫において確認させていただきます。

通話方法

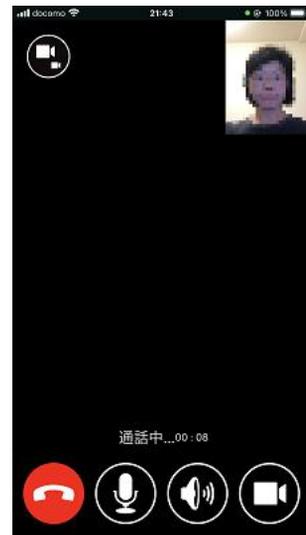
iOS-端末がロックされている場合



スライドで応答



「ビデオ」をタップ



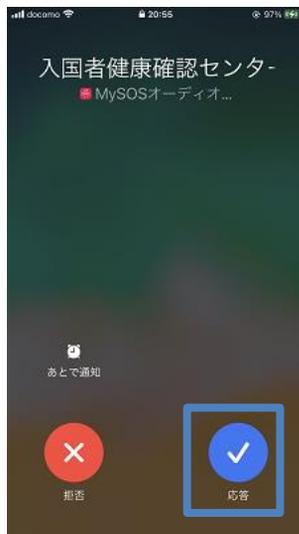
居所（背景）がわかるように
自分を写してください。

iOS-端末がロックされていない場合

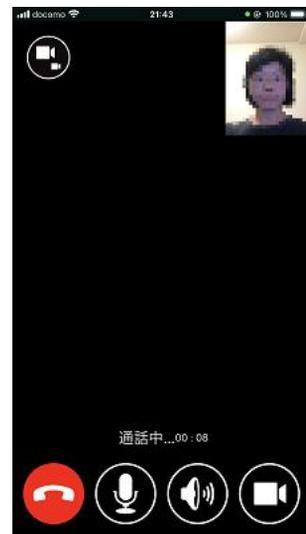


✓をタップ

または



応答の✓をタップ



居所（背景）がわかるように
自分を写してください。

②ビデオ通話アプリ(MySOS)でのビデオ通話方法

通話方法

Android



通知をタップ



応答をタップ



背景がわかるように
自分を写してください。

※ Androidは、OSや端末によって一部動作等が異なります。

③お持ちのスマートフォンの位置情報設定・保存

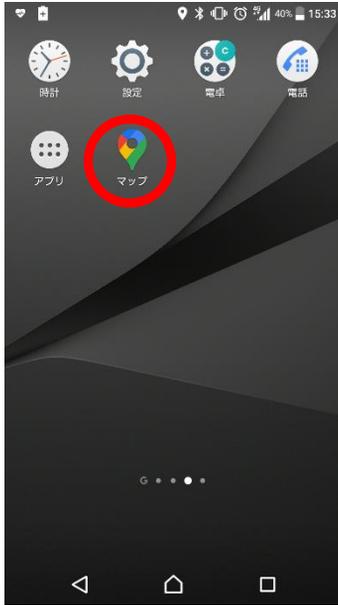
以下の設定を入国時までに行ってください。空港検疫において確認させていただきます。
※入国後14日間、設定を維持してください。

入国後14日間は、**お持ちのスマートフォンのGPS設定**および**以下の設定**をオンにし、位置情報を保存してください。入国後14日以内に、あなたが陽性となった場合などに、保存された位置情報を保健所などに提示いただくために必要な設定です。

Androidの手順

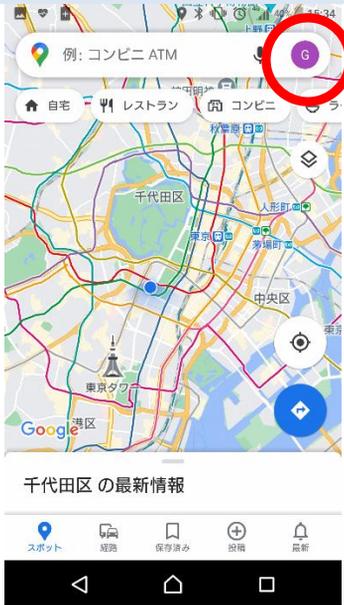
STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップします。



STEP5

「位置情報がオン」、「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合はONにします。



STEP6

「ロケーション履歴がオン」をタップし、「このアカウントに関連づけられているデバイス」にチェックが入っていることを確認します。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

③お持ちのスマートフォンの位置情報設定・保存

以下の設定を入国時までに行ってください。空港検疫において確認させていただきます。
※入国後14日間、設定を維持してください。

入国後14日間は、お持ちのスマートフォンのGPS設定および以下の設定をオンにし、位置情報を保存してください。入国後14日以内に、あなたが陽性となった場合などに、保存された位置情報を保健所などに提示いただくために必要な設定です。

iPhoneの手順

STEP1

ホーム画面で「設定」をタップ



STEP2

「設定」画面から「プライバシー」をタップ



STEP3

「位置情報サービス」をタップ



STEP4

「システムサービス」をタップ



STEP5

「使用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認



参考

「位置情報サービスとプライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることはできません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

④COCOAのインストール（接触確認アプリ）

**ダウンロードを入国時までに行ってください。
空港検疫において確認させていただきます。**

新型コロナウイルス接触確認アプリ

(COVID-19 Contact Confirming Application)

あなたが新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるアプリです。

Playストアの場合



App Storeの場合



iPhoneはApp Storeから、AndroidはPlayストアから“COCOA”を検索し、アプリをダウンロードしてください。

※COCOAのロゴは



<COCOAご利用の注意事項>

このアプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

このアプリでできること



本アプリをスマートフォンに設定した人どうしの接触を記録します。

新型コロナウイルスに陽性と判定されたら本アプリに匿名で登録することができます。



最近接触した人の中に陽性登録した人がいたら、通知と適切な行動をお知らせします。



次へ

ダウンロード後、利用規約への同意等の利用開始は、日本入国後に行って下さい。

※日本国外においては、インストール後、利用を開始しようとした場合、「通信エラー」となります。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COVID-19 Contact Confirming Application）は、あなたが新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるアプリです。



<COCOAご利用の注意事項>

このアプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

日本入国後、利用規約・プライバシーポリシーをご確認の上、利用を開始してください。



※ アプリの設定後は、アプリを起動したままにしておく必要はありません。
入国後14日間は、**お使いのスマートフォンを常に携帯し、接触通知機能とBluetooth機能をオンにした状態としてください。**

※ 海外の同様のアプリをすでにご利用の場合は、接触通知機能を使用するアプリを日本の接触確認アプリ（COCOA）に設定してください。アプリを起動した際に「接触通知に使うアプリの切り替え画面」が出ない場合には、以下のとおり設定してください。

iPhoneの場合

【OS設定→接触通知→使用する国/地域→「厚生労働省 日本」→使用する国/地域として設定】

Androidの場合

【設定→Google→COVID-19接触通知システム→ →アプリを開く→アプリ内で設定変更】

利用方法等の詳しい情報はこちらをご確認ください。

■ COCOAに関する情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

■ よくある質問

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html **15**

新型コロナウイルス感染症が発生している中、皆さまが安全、安心にお過ごしいただけるよう、海外から帰国・入国された皆さまに、**帰国・入国後14日間**、お住まいの自治体の保健所等からメールや電話等による連絡を行い、皆さまの健康状態を確認しております。

健康状態の確認のためのご連絡は、質問票や誓約書に記載いただいたメールアドレス・電話番号等をもとに行います。

※ 毎日の健康状態の確認でお伺いするのは基本的に以下の内容です。

- ・ 37.5℃以上の発熱の有無
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等の有無

クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。
厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

■ 毎日朝11時以降、メールが届きます。

メールに記載されたURLをクリックして、表示されたwebページから回答の送信をお願いします。

毎日**14時まで**に回答いただくようお願いします。

■ メールはhealthcondition@followup.mhlw.go.jpから届きます。

お使いのメールアプリの設定等により、受信できるドメインを制限されている場合は、@followup.mhlw.go.jpからのメールを受信できるよう、設定の変更をお願いします。

※ メールアドレスがない場合は、お電話等によりご連絡し、健康状態の確認をさせていただきます。

スマートフォンのレンタル

入国時、空港検疫において、これらのアプリのインストール・設定状況について確認させていただきます。

スマートフォンをお持ちでない場合や、お持ちのスマートフォンがこれらのアプリに対応していない等によりインストール・設定が確認できない場合には、空港において、ご自身の負担により、スマートフォンをレンタルしていただく必要があります。

※ クレジットカードをご用意いただく必要があります。

レンタルに要する費用等について、あらかじめ事業者のホームページ等でご確認ください。

検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者（3月25日時点）

株式会社ビジョン <https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

その他留意事項

入国に際しては、入国後14日間の自宅等での待機、アプリの利用などについて誓約書を提出していただきます。

正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

その他、入国に際して必要となる事項については、こちらをご確認ください。

検査証明書の取得・提出、誓約書の提出等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

質問票WEBの記入

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/>

これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な事項です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

確認欄



厚生労働大臣
法務大臣 殿

(氏名) _____ は、本邦帰国／再入国／入国（以下「入国」という。）に際し、以下の事項を誓約いたします。また、誓約に違反した場合（不実の記載があった場合も含む。）、関係当局により氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること（さらに、外国人の場合は出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ること）、また、誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、自治体等から関係当局に、当該行為に関する情報（個人情報を含む。）の提供がされ得ることを理解し、承諾します。

(1) 誓約内容

- ア 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関等から「陰性」の証明を受けたものであり、その内容に不実の記載がないこと。
- イ 入国後 14 日間、①自宅又は宿泊場所など下記（2）に記載する住所で待機すること。なお、やむを得ない理由により待機場所を変更する必要がある場合は、自宅又は宿泊施設を管轄する保健所及び入国者健康確認センターに事前相談すること。②他者との接触を行わないこと。③公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと。
- ウ 入国時に、下記（2）に記載するメールアドレスから、入国後 14 日間毎日、入国者健康確認センターに健康状態の報告を行うこと。
- エ 入国時に、①厚生労働省が指定する位置情報確認アプリをインストールし、入国後 14 日間、アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行うこと。②厚生労働省が指定するビデオ通話アプリをインストールし、入国者健康確認センターから当該アプリを通じ連絡が来た場合には応答すること。また、携行するスマートフォンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、入国後 14 日間、位置情報を保存すること。入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応じること。③携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールし、また、入国後 14 日間、同アプリの機能を利用すること。
- オ 入国時、エにおいて厚生労働省が指定するアプリを保有するスマートフォンにインストールできない場合又はスマートフォンを保有していない場合は、自らの費用負担により、厚生労働省が指定するアプリをインストール可能なスマートフォンを空港検疫エリア内でレンタルし、当該スマートフォンを携行すること。
- カ 入国後 14 日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する各都道府県が公表している新型コロナウイルスに関する「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。また、保健所等における指示があった場合にはそれに従うこと。

キ 入国後に陽性となり、その発症日が入国後 14 日以内であると判断された場合、旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等（旅券番号については、管轄保健所等に加え、受診医療機関）に提示するなど、調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査。以下同じ。）に協力すること。また、調査に資するよう、厚生労働省が管理する旅券番号、氏名、性別、生年月日等を保健所が閲覧することを承諾すること。さらに、療養場所の指定を含めて保健所等から指示があった場合には従うこと。

ク 感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）に努めること。

(2) 誓約者氏名等

氏名（アルファベットで記載）	年齢	国籍	滞在国・地域（本邦入国前 14 日間）
法定代理人の氏名 （誓約者が未成年の場合）	住所（14 日間待機する自宅又は宿泊施設）		空港から居所への交通手段
			<input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 <input type="checkbox"/> 自家用車、受入企業所有車両 <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> ハイヤー <input type="checkbox"/> 入国者専用車両（ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
旅券番号	日本国内で通話可能な電話番号 （誓約者本人と 14 日間確実に連絡可能なもの）		
	—	—	
メールアドレス	緊急連絡先		
@	— —		

※メールアドレス及び電話番号は、入国者健康確認センターからの連絡に用いるため、誤りなく正確に記載してください。また、検疫官に提出する質問票に記載したメールアドレス・電話番号と同一のものを記載してください。

※メールアドレスは、家族や団体であってもお一人ずつ記載してください（12 歳以下の方で、ご自身のメールアドレスが無い場合は、保護者の方等のメールアドレスを記載いただいで差し支えありません）。

正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名および国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。

外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となる可能性があります。

これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な事項です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

